

# 令和4年第13回委員会議題

令和4年8月19日

## 1 議案

議案第47号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第48号 在外選挙人名簿に登録する者について

福岡市西区選挙管理委員会

議案第47号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年8月19日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川口 晴 義

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数   | 1, 586人   |
| 内訳 死亡者      | 132人      |
| 市外転出者       | 1, 454人   |
| 誤載者         | 0人        |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり    |
| 3 抹消年月日     | 令和4年8月19日 |

(理由)

公職選挙法第28条の規定による。(赤②)

(参 考)

抹消の基準日 令和4年8月1日

- 1 死亡者  
令和4年7月10日から令和4年7月31日までに市長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後4箇月を経過した者  
令和4年3月10日から令和4年3月31日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

区 分	男	女	計
死 亡 者	67	65	132
転 出 者	849	605	1,454
誤 載 者	0	0	0
計	916	670	1,586

議案第 48 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 4 年 8 月 19 日

福岡市西区選挙管理委員会  
委員長 川 口 晴 義

- 1 登録する者の数 1 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和 4 年 8 月 19 日

(理 由)

公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

【参考】在外選挙人名簿登録者数 (令和 4 年 8 月 19 日現在)

男	女	計
19	56	75